

循環型社会に向けて

宮崎県廃棄物処理計画（第二期）  
達成状況

# < 目次 >

1 . 目標値達成状況.....	1
( 1 ) 一般廃棄物.....	1
( 2 ) 産業廃棄物.....	3
2 . 施策についての取組状況.....	5
( 1 ) 「宮崎県廃棄物処理計画(第二期)」の基本方針.....	5
( 2 ) 基本施策.....	5
( 3 ) 施策についての取組状況.....	6
3 . 宮崎県循環型社会推進計画.....	10
( 1 ) 物質フロー関係目標値.....	11
( 2 ) 一般廃棄物関係目標値.....	11
( 3 ) 産業廃棄物関係目標値.....	11

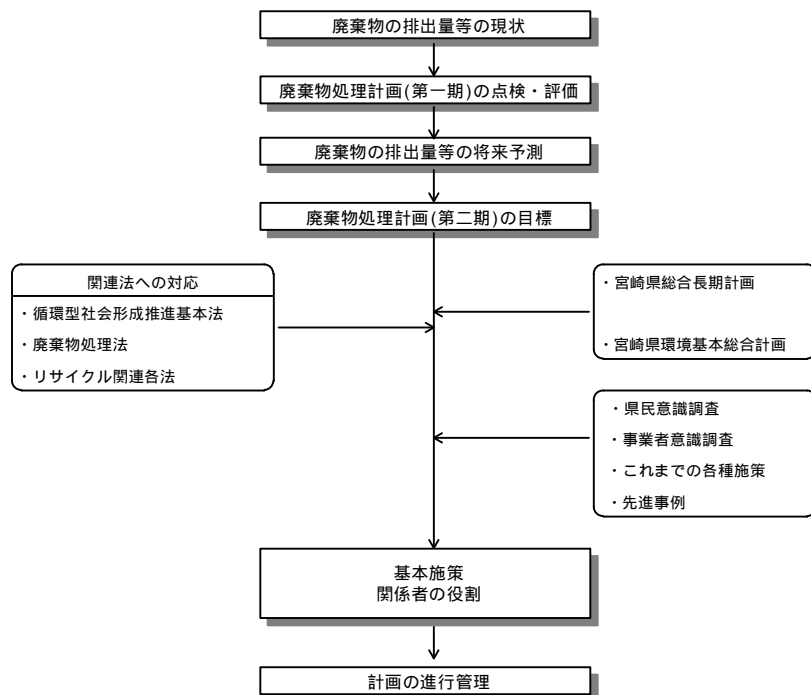
## 【はじめに】

経済の発展や産業構造の変化に伴う生産・消費活動の拡大やライフスタイルの多様化により、近年の廃棄物処理は、排出量の高水準での推移、廃棄物処理施設の確保、依然後を絶たない不法投棄などさまざまな問題を抱えています。

このため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や個々の生活を見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会の実現を図ることが必要となっ

ています。本県は平成13年度に「宮崎県廃棄物処理計画(第一期)」を、平成17年度に「宮崎県廃棄物処理計画(第二期)」を策定し、廃棄物に関する目標値を掲げるとともに、目標の達成及び適正処理を推進するための方策などを定め、本計画に基づいた廃棄物処理行政を行ってきたところです。

本報告書は、「宮崎県廃棄物処理計画(第二期)」(本書では、「第二期計画」と記載します。)についてこれまでの取組みの点検・評価を行うことを目的として作成したものです。



# 1. 目標値達成状況

## (1) 一般廃棄物

第二期計画における平成 22 年度の目標値と実績を比較すると表-1 のとおりであり、排出量目標は「ほぼ達成」、再生利用目標は「未達成」、最終処分目標は「達成」となっています。

<p>&lt;第二期計画の目標値&gt;</p> <p>【排出量】 平成 22 年度における排出量の目標値については、1 人 1 日当たり目標量 973g/人・日を達成することを目指します。</p> <p>【再生利用量】 平成 22 年度における再生利用量の目標値については、再生利用率 24%を達成することを目指します。</p> <p>【最終処分量】 平成 22 年度における最終処分量の目標値については、最終処分率 13%を下回ることを目指します。</p>	
--	--

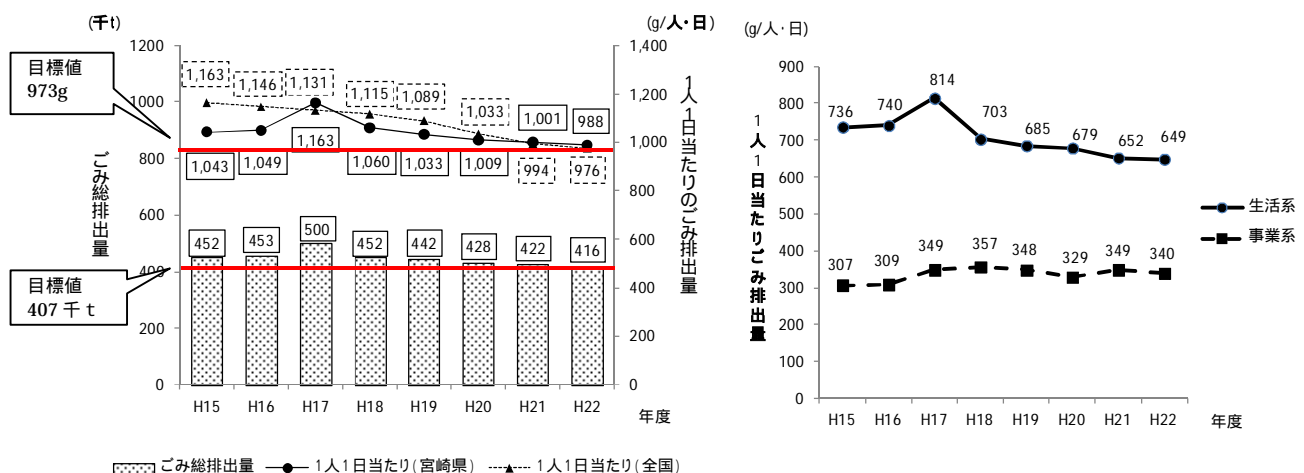
表-1 第二期計画目標値と実績

		実績値			平成 22 年度目標値	評価(平成 22 年度(実績比較))
		平成 10 年度	平成 15 年度	平成 22 年度		
人口	人	1,195,250	1,184,831	1,153,707	-	-
排出量	千 t	445	452	416	407	ほぼ達成 (15g/人日多い)
	g/人・日	1,021	1,043	988	973	
再生利用量 (再生利用率)	千 t	60	70	83	99	未達成 (4%程度不足)
	%	13%	15%	20%	24%	
中間処理による減量化量 (減量率)	千 t	261	293	282	256	-
	%	59%	65%	68%	63%	
最終処分量 (最終処分率)	千 t	124	89	50	52	達成
	%	28%	20%	12%	13%	

中間処理による減量化量は排出量から再生利用量、最終処分量を差し引いた計算上の値のため、評価の対象外としています。

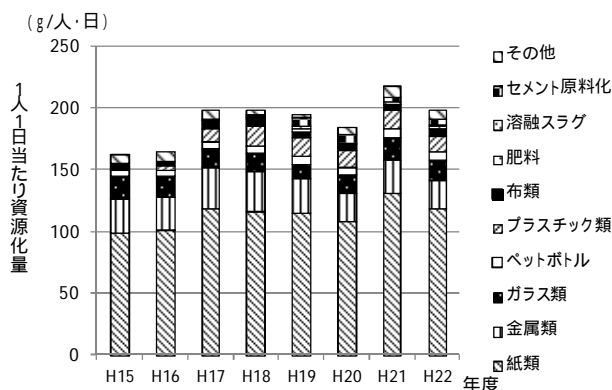
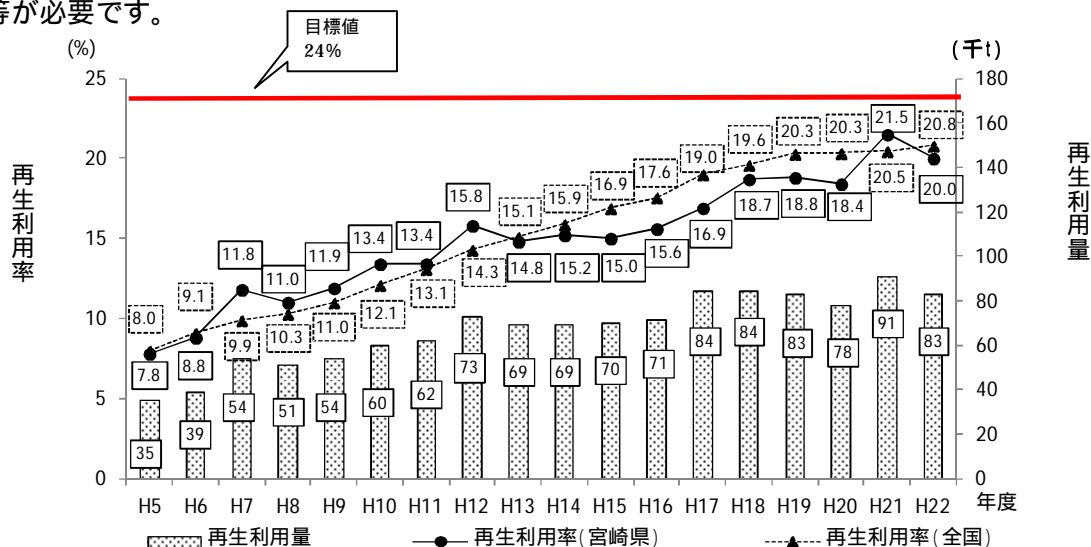
### 1) 排出量

排出量は台風により大量の廃棄物が発生した平成 17 年度を除いて微減傾向で推移し、平成 22 年度の 1 人 1 日あたり排出量は目標値より 15g 多い 988g となっており、ほぼ目標値を達成しています。生活系、事業系別に見ると、生活系は減少傾向にあるものの事業系は横ばいとなっており、さらなる取組が必要です。



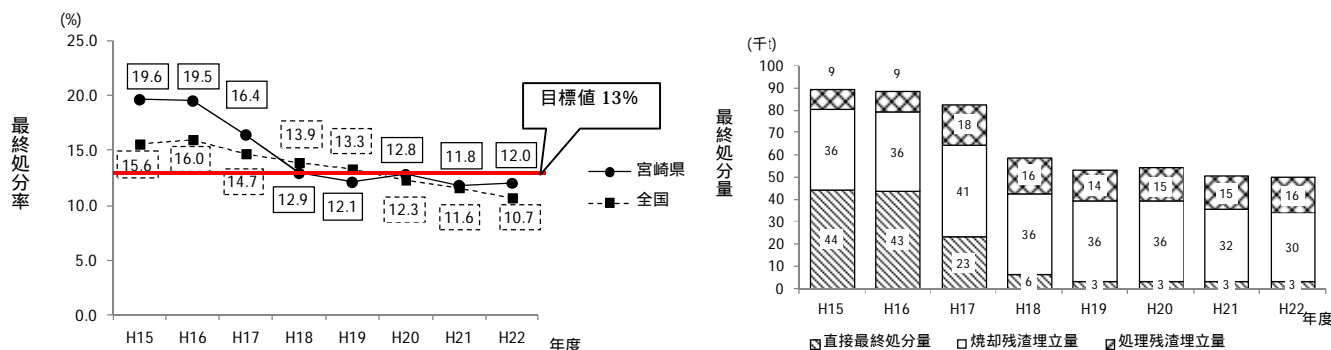
## 2) 再生利用量(再生利用率)

再生利用率は経年的に上昇しており、全国平均値とほぼ同等の20.0%ですが目標値には4%程度不足しています。品目別に見ると紙類の回収量が多くなっており、プラスチック類の資源化量も平成17年度以降増加しています。平成5年～平成17年度と比べると、近年は再生利用率の伸びが小幅になってきています。再生利用のさらなる推進のためには、新たな循環資源の抽出と分別収集の徹底等が必要です。



## 3) 最終処分量(最終処分率)

最終処分率は平成17年度までは全国平均より高い値を示していましたが、平成17年度以降急激に減少し、平成18年度以降は目標値を満足しています。目標値を達成した要因としては直接最終処分量が平成17年度を境に大幅に減少したことがあげられます。



### 【総括】

全体としては排出量の抑制、再生利用の推進、最終処分量の抑制の傾向にあり、排出量及び最終処分量についてはほぼ平成22年度の目標値を達成しているものの、再生利用量(再生利用率)については目標を下回っている状況です。

## (2) 産業廃棄物

第二期計画における平成 22 年度の目標値と実績を比較すると表-2 のとおりであり、排出量目標は「未達成」、再生利用目標は「達成」、最終処分目標は「達成」となっています。

<b>&lt;第二期計画の目標値&gt;</b>	
<b>【排出量】</b>	平成 22 年度における排出量の目標値については、平成 10 年度の 1.10 倍の 1,895 千 t を目指します。
<b>【再生利用量】</b>	平成 22 年度における再生利用量の目標値については、平成 15 年度の実績値 (37.2%) を上回る 38% を目指します。
<b>【最終処分量】</b>	平成 22 年度における最終処分量の目標値については、8% を下回ることを目指します。

表-2 第二期計画目標値と実績 (家畜ふん尿を除く)

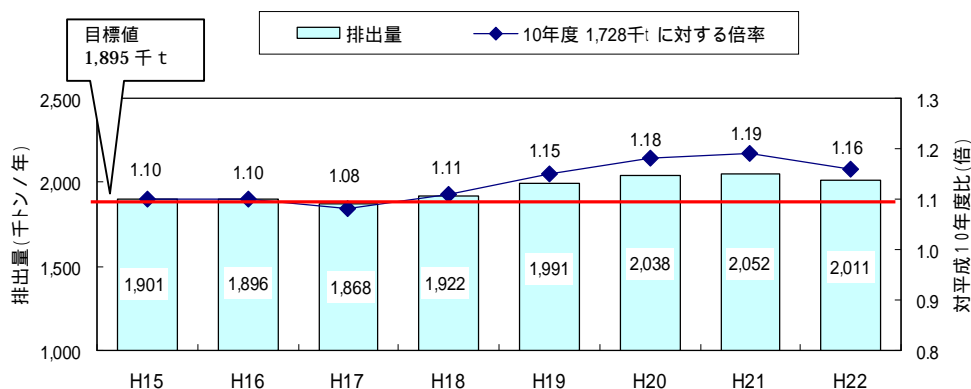
		実績値			平成 22 年度 目標値	評価 (平成 22 年度実績)
		平成 10 年度	平成 15 年度	平成 22 年度		
排出量	千 t	1,728	1,901	2,011	1,895	未達成 (平成 10 年度の 1.16 倍)
		(1.00)	(1.10)	(1.16)	(10 年度 1.10 倍)	
再生利用量 (再生利用率)	千 t %	544 31%	707 37%	857 43%	714 38%	達成
中間処理による減量化量 (減量率)	千 t %	907 53%	989 52%	1,001 50%	1,027 54%	-
最終処分量 (最終処分率)	千 t %	240 14%	198 10%	153 8%	149 8%	ほぼ達成

### 1) 排出量

排出量については、平成 21 年度までは年々増加する傾向にありましたが、平成 22 年度は減少しています。

平成 22 年度の排出量は 2,011 千 t で、減少に転じたとはいえ依然として高水準にあり、目標値 1,895 千 t (平成 10 年度の 1.10 倍) に対して 116 千 t 多く、目標は未達成となっています。

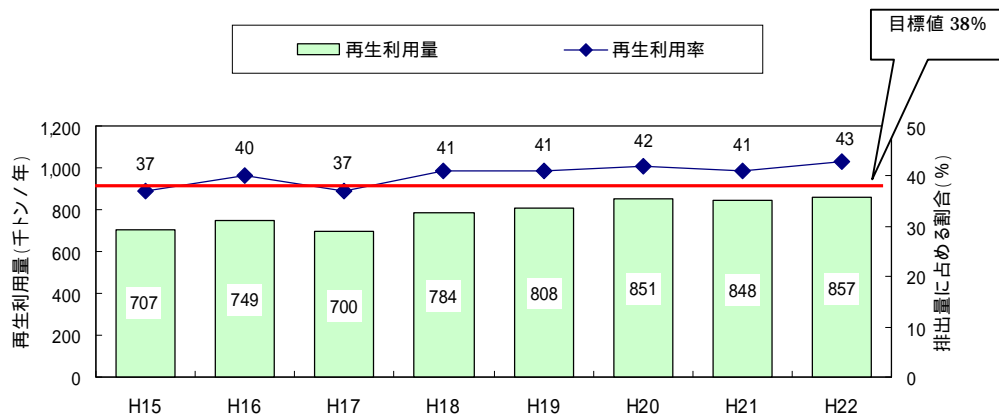
排出量の増加に関しては、業種では製造業 (主に飲料・飼料、パルプ・紙、化学) 種類では廃酸 (焼酎廃液等) や有機性汚泥等が大きく影響しています。このため、県内の事業者 (特に多量排出事業者) による排出抑制等 (リデュース・リユース) の取組をより一層推進していく必要があります。



## 2) 再生利用量 (再生利用率)

平成 22 年度の再生利用率は 43%、再生利用量は 857 千 t となっており、目標値 38% に対しては 5 ポイント高く、目標を達成しています。

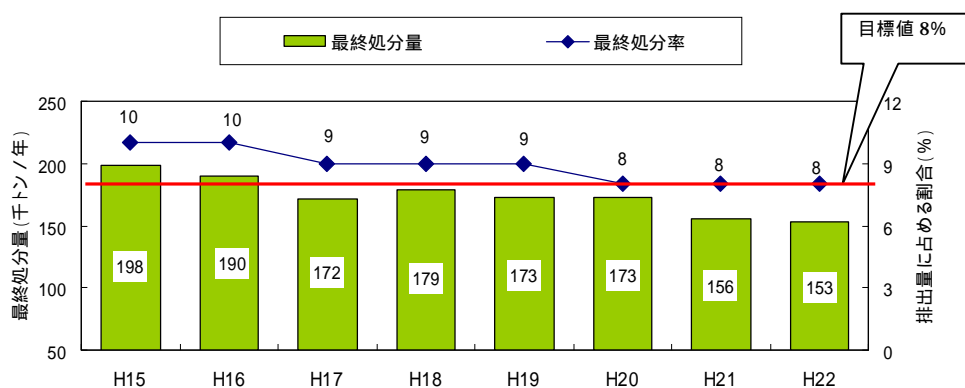
再生利用量の増加要因としては、業種では建設業、製造業 (主に飲料・飼料、パルプ・紙) 種類ではがれき類、廃酸 (焼酎廃液等) ばいじん、木くず等があげられます。また、再生利用量・率については、緩やかながらも経年的に増加傾向が続いており、引き続きリサイクル等の進展が期待されます。



## 3) 最終処分量 (最終処分率)

平成 22 年度の最終処分率は 8%、最終処分量は 153 千 t となっています。目標値 8% に対してはほぼ同水準にあります。

最終処分量の減少要因としては、リサイクルの進展等により、埋立量が削減されたことによるところが大きく、特に業種では建設業、種類ではがれき類があげられます。最終処分量・率についても緩やかではありますが、経年的には減少傾向が続いており、更なる埋立量の削減が期待されます。



### 【総括】

排出量については、依然として高水準で推移していますが、全体としては緩やかであるもののリサイクルの進展、埋立量の削減が進み、再生利用量及び最終処分量については、平成 22 年度の目標値を達成しています。引き続き県内事業者等による循環的利用の取組を促進するとともに、とりわけ多量排出事業者の排出抑制等 (リデュース・リユース) に重点的に取り組んでいく必要があります。

## 2. 施策についての取組状況

### (1) 「宮崎県廃棄物処理計画（第二期）」の基本方針

第二期計画の基本方針は以下のように定められています。

廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理体制の整備

廃棄物処理に対する信頼性の確保

### (2) 基本施策

本計画の基本方針に基づく、宮崎県らしい循環型社会を構築するための基本施策及び施策の体系図は以下のとおりです。

第一期計画からの施策  
第二期計画からの施策

宮崎県らしい循環型社会の構築

1. 減量等の目標を達成するための施策	
排出抑制対策	
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみを出さないライフスタイルの実践</li> <li>県・市町村の率先活動</li> <li>元気みやざき県民運動の推進</li> <li>ごみ処理有料化など経済的手法の導入</li> <li>リフューズの推進</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物税による排出抑制の推進</li> <li>多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底</li> <li>排出抑制のための啓発</li> <li>排出抑制技術の研究開発への支援</li> <li>環境マネジメントシステム導入の促進</li> </ul>
再生利用等の推進	
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル関連各法による取組みの一層の推進</li> <li>広域的なりサイクル施設の整備促進</li> <li>ごみ焼却施設の集約化によるサーマルリサイクルの推進</li> <li>灰溶融施設等の整備による溶融スラグの活用</li> <li>教育・啓発活動 情報提供の推進</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル関連各法の周知徹底</li> <li>再生利用促進のための啓発</li> <li>産業廃棄物再生利用指定制度の活用</li> <li>グリーン購入・調達推進</li> <li>宮崎県産業物リサイクル情報ネット(M-net)の利用推進</li> <li>リサイクル技術の研究開発への支援</li> </ul>
2. 適正処理のための施策	
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理広域化への県の支援強化</li> <li>不法投棄・ごみ散乱の発生防止</li> <li>野外焼却禁止の徹底</li> <li>一般廃棄物処理計画の策定の推進</li> <li>廃プラスチック類の適正処理</li> <li>災害廃棄物対策の推進</li> <li>県外一般廃棄物への対策</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法の周知徹底</li> <li>公共関与による適正処理の推進</li> <li>産業廃棄物処理施設に対する立入検査の強化</li> <li>優良な産業廃棄物処理業者の育成と情報の提供</li> <li>産業廃棄物処理に関する情報の公表</li> <li>家畜排せつ物対策</li> <li>建設廃棄物対策</li> <li>特別管理産業廃棄物対策</li> <li>焼酎廃液の適正処理</li> <li>農業用廃プラスチック類の適正処理推進</li> <li>産業廃棄物許可審査体制の強化</li> <li>県外産業廃棄物への対策</li> <li>行政処分</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視指導体制の強化</li> <li>関係機関との連携</li> <li>廃棄物の不適正処理防止のための啓発</li> </ul>
3. 廃棄物処理施設の確保のための施策	
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理広域化計画の推進</li> <li>污泥再生処理センターの整備</li> </ul>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の整備(中間処理施設)</li> <li>周辺住民の生活環境の保全</li> <li>融資制度等による支援</li> <li>処理施設に対する住民の理解促進</li> </ul>
4. 循環型社会構築に向けた基盤整備のための施策	
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の確保</li> <li>県民及び事業者の啓発</li> <li>技術開発・調査研究の推進</li> <li>情報提供の強化</li> <li>情報の公開</li> </ul>

(3) 施策についての取組状況

- 1 排出抑制

<p><b>&lt;&lt;施策の柱&gt;&gt;</b></p> <table border="0"><tr><td data-bbox="183 302 798 517"><p><b>【一般廃棄物】</b> ごみを出さないライフスタイルの実践 県・市町村の率先活動 元気みやざき県民運動の推進 ごみ処理有料化など経済的手法の導入 リフューズの推進</p></td><td data-bbox="798 302 1474 517"><p><b>【産業廃棄物】</b> 産業廃棄物税による排出抑制の推進 多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底 排出抑制技術の研究開発への支援 環境マネジメントシステム導入の促進</p></td></tr></table>	<p><b>【一般廃棄物】</b> ごみを出さないライフスタイルの実践 県・市町村の率先活動 元気みやざき県民運動の推進 ごみ処理有料化など経済的手法の導入 リフューズの推進</p>	<p><b>【産業廃棄物】</b> 産業廃棄物税による排出抑制の推進 多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底 排出抑制技術の研究開発への支援 環境マネジメントシステム導入の促進</p>
<p><b>【一般廃棄物】</b> ごみを出さないライフスタイルの実践 県・市町村の率先活動 元気みやざき県民運動の推進 ごみ処理有料化など経済的手法の導入 リフューズの推進</p>	<p><b>【産業廃棄物】</b> 産業廃棄物税による排出抑制の推進 多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底 排出抑制技術の研究開発への支援 環境マネジメントシステム導入の促進</p>	
<p><b>&lt;&lt;主な取組の内容・達成の状況&gt;&gt;</b></p> <p>宮崎県 4 R 推進協議会や市町村と連携し、ごみ減量化テキストの作成や、マイバッグキャンペーンの実施など、ごみを出さないライフスタイルの実践を呼びかけました。</p> <p>4 R とは Refuse (リフューズ) ごみになるものを断る Reduce (リデュース) ごみを減らす Reuse (リユース) まだ使えるものは再使用する Recycle (リサイクル) 不要になったものも再生利用する の頭文字をとったものです。</p> <p>(平成 22 年度マイバッグキャンペーン期間中の持参率 26.5%)</p> <p>市町村においては、ごみ処理有料化の取組が広がっており、生活系可燃ごみ計画収集について、有料化の割合が平成 17 年度の 35% (31 市町村中 11 市町村) から平成 22 年度 65% (26 市町村中 17 市町村) に増加しています。</p> <p>経済的手法による産業廃棄物の排出抑制を推進するため、県では焼却施設、最終処分場への搬入に課税する産業廃棄物税の制度を運用しました。また、税収を財源として、高効率の廃油コンポストなど、産業廃棄物の排出抑制等に資する研究開発を実施しました。</p> <p>産業廃棄物の多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画の作成、指導を行いました。(平成 22 年度の策定 81 事業場)</p> <p>ごみの排出抑制など、環境保全に貢献している団体や企業に対し表彰を行ったほか、環境保全アドバイザーを派遣することにより、自ら環境負荷の低減に取り組む事業所や団体を支援しました。(エコアクション 21 の平成 23 年 12 月現在の認証・登録者のうち、平成 18 年度以前の認証 3 件平成 22 年度末認証 95 件)</p> <p>エコアクション 21 とは、環境省が策定したガイドラインに基づき廃棄物排出量や二酸化炭素排出量、総排水量など環境負荷を軽減する目標を立て、取組を実施する事業者を認証し、登録を行う制度です。</p>		
<p><b>&lt;&lt;まとめ・課題&gt;&gt;</b></p> <p>一般廃棄物については、県民の環境保全に関する意識の高まり、4 R の推進、市町村におけるごみ処理有料化の進展により、総排出量は減少傾向にあります。しかしながら、一般廃棄物の約 7 割を占める生活ごみの削減、県民、事業者、行政が一体となったマイバッグ持参や過剰包装の削減など、ごみの発生抑制に関する取組をさらに進める必要があります。</p> <p>産業廃棄物の排出量については、経済情勢に左右される傾向がありますが、多量排出事業者を中心に、処理方法の見直しを勧め、排出削減の指導に努めていく必要があります。また、引き続き産業廃棄物税の効果を検証しながら、運用を行っていく必要があります。</p>		



## - 2 再生利用等の推進

### <<施策の柱>>

#### 【一般廃棄物】

リサイクル関連各法による取組の一層の促進  
広域的なリサイクル施設の整備促進  
ごみ焼却施設の集約化によるサーマルリサイクルの推進  
灰溶融施設等の整備による溶融スラグの活用  
教育・啓発活動、情報提供の推進

#### 【産業廃棄物】

リサイクル関連各法の周知徹底  
再生利用促進のための啓発  
産業廃棄物再生利用指定制度の活用  
グリーン購入・調達推進  
宮崎県廃棄物リサイクル情報ネット(M-net)の利用促進  
リサイクル技術の研究開発への支援

### <<主な取組の内容・達成の状況>>

市町村における家庭系ごみの分別数が増加したほか、延岡市において平成 20 年度に 2,150kwh の発電能力を備えた新たな焼却施設の供用が開始されました。

エコクリーンプラザみやざきで発生する溶融スラグをアスファルト骨材として利用した道路舗装について、県道南俣宮崎線他で試験施工を行い、その後追跡調査を実施しています。

宮崎県 4R 推進協議会において民間団体の 4R に対する取組を支援する 4R アクションサポート事業を行ったほか、環境教育に取り組む小・中学校、県立高等学校を指定し、総合的な学習の時間での取組をはじめ、教育活動全体を通して環境教育を行いました。

公共工事で発生する建設副産物や建設リサイクル法について、受注者を対象とした毎年研修や現場見学会などの啓発活動を行ったほか、公共工事発注者に対して建設リサイクルを実施するために必要な情報提供をインターネットを活用して行いました。

「宮崎県グリーン購入基本指針」に基づき、グリーン購入・調達に努めました。(平成 22 年度調達実績:96.4%)

農業用廃プラスチックについては、県と 23 市町村で構成する宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会を通じて適正排出・リサイクルの取組を行い、全国でもトップクラスの再生利用率(農林水産省調 平成 20 年度 99.9%)となっています。

食品残さ、焼酎廃液のリサイクルについて研究開発を行ったほか、財団法人宮崎県産業支援財団が行う産官学連携によるリサイクル技術の開発と実用化に対して支援を行いました。

### <<まとめ・課題>>

一般廃棄物の再生利用については、各種リサイクル法に則した取組が進展し、再生利用率は上昇傾向にありますが、目標の 24%には及んでいない状況(平成 22 年度速報値 20.0%)です。今後、分別収集に対する市町村への技術的助言、さらなる県民への啓発、再生利用が可能な循環資源の抽出等が求められます。

産業廃棄物の再生利用については、第二期計画(平成 22 年度)の目標値を上回っており、建設副産物、農業用プラスチックでの取組が顕著です。今後、再生利用のための研究開発やリサイクルに取り組む事業者の支援等により、一層の再生利用を促進する取組が求められます。

## 適正処理の推進

### <<施策の柱>>

#### 【一般廃棄物】

ごみ処理広域化への県の支援強化  
不法投棄・ごみ散乱の発生防止  
野外焼却禁止の徹底  
一般廃棄物処理計画の策定の推進  
廃プラスチック類の適正処理  
災害廃棄物対策の推進  
県外一般廃棄物への対策

#### 【共通】

監視指導体制の強化  
関係機関との連携  
廃棄物の不適正処理防止のための啓発

#### 【産業廃棄物】

廃棄物処理法の周知徹底  
公共関与による適正処理の推進  
産業廃棄物処理施設に対する立入検査の強化  
優良な産業廃棄物処理業者の育成と情報の提供  
産業廃棄物処理に関する情報の公表  
家畜排せつ物対策 建設廃棄物対策  
特別管理産業廃棄物対策  
焼酎廃液の適正処理  
農業用廃プラスチック類の適正処理推進  
産業廃棄物許可審査体制の強化  
県外産業廃棄物への対策 行政処分

### <<主な取組の内容・達成の状況>>

一般廃棄物の処理について市町村に助言等を行うとともに、廃棄物処理法の改正や新たなリサイクルの制度、他自治体での取組について情報提供に努めました。

県内の産業廃棄物排出事業者、処理業者に対して研修を実施し、適正処理や廃棄物処理法の内容について周知を図りました。

産業廃棄物最終処分場の設置許可において、専門的知識を有する者からなる環境審査会の意見を聴取するとともに、経理的基礎の審査に際しては、中小企業診断士の意見を聴くなどの取組みを行いました。

家畜ふん尿については、家畜排せつ物法、家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画に沿って、社団法人宮崎県畜産協会と連携しながら、畜産農家への指導等を行いました。

産業廃棄物処理業者の施設について、18名(平成22年度)の廃棄物監視員による施設の立入り検査を実施するとともに、焼却施設の排ガスについては、処理業者によるダイオキシン類の自主測定報告に加え、県が年1回の測定を行い、結果を公表しました。

災害廃棄物の円滑な処理のために、社団法人宮崎県産業廃棄物協会と災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結しました。

不法投棄の防止を図るため、トラック協会など関連する県内13の団体と協定を結び、連絡協議会の開催や車両貼り付け用のステッカー配布などを行いました。

### <<まとめ・課題>>

一般廃棄物については、処理主体となる市町村が円滑に処理を実施できるよう、引き続き助言や情報提供を行っていく必要があります。

産業廃棄物に関する許可審査・監視活動は住民の生活環境の保全と密に関係を有することから、今後とも廃棄物処理法等関連法令に基づいて、適正に行っていくことが必要であり、排出事業者、処理業者に適正排出・適正処理に関する情報の周知を図っていくことが求められます。また、不法投棄、違法な野外焼却が依然として後を絶たないことから、警察等と連携をとりながら、早期発見・早期原状回復を図り、厳正に対処する必要があります。

## 廃棄物処理施設の確保のための施策

<b>&lt;&lt;施策の柱&gt;&gt;</b>	
<b>【一般廃棄物】</b> ごみ処理広域化計画の推進 汚泥再生処理センターの整備	<b>【産業廃棄物】</b> 処理施設の整備（中間処理施設）の推進 周辺住民の生活環境の保全 融資制度等による支援周知 処理施設に対する住民の理解促進
<b>&lt;&lt;主な取組の内容・達成の状況&gt;&gt;</b>	
第二期計画期間中に、延岡・西臼杵地区で焼却施設が供用開始されたほか、都城・北諸地区と日向・入郷地区で焼却施設が、都城・北諸地区と延岡・西臼杵地区で最終処分場の施設整備が着工し、現在工事が行われています。	
適正処理確保と健全な業者育成の観点から、民間施設については新たな最終処分場の設置抑制を行い、中間処理施設については廃棄物のリサイクルに資する施設整備を行う処理業者等に対し、補助を行いました。	
産業廃棄物の最終処分場や焼却施設の設置に当たっては、事業者に対し、説明会の開催など地元住民との合意形成を図るよう指導したほか、見学の受入れを行っている廃棄物処理施設について、県庁ホームページで紹介するなどの取組を行いました。	
<b>&lt;&lt;まとめ・課題&gt;&gt;</b>	
一般廃棄物の継続的な処理が行われるよう、宮崎県ごみ処理広域化計画に基づき市町村等が行う施設整備を推進し、処理施設の効率的な維持管理、長寿命化のための保全計画、延命化計画の作成に必要な情報提供、技術的な助言を行うことが必要です。	
産業廃棄物の適正処理の確保と健全な最終処分業者育成の観点から、当面新たな最終処分場の設置を抑制していきます。また、中間処理施設については、廃棄物の排出抑制、再生利用など循環型社会の形成に資する排出事業者、処理業者の取組を支援していくことが求められます。	

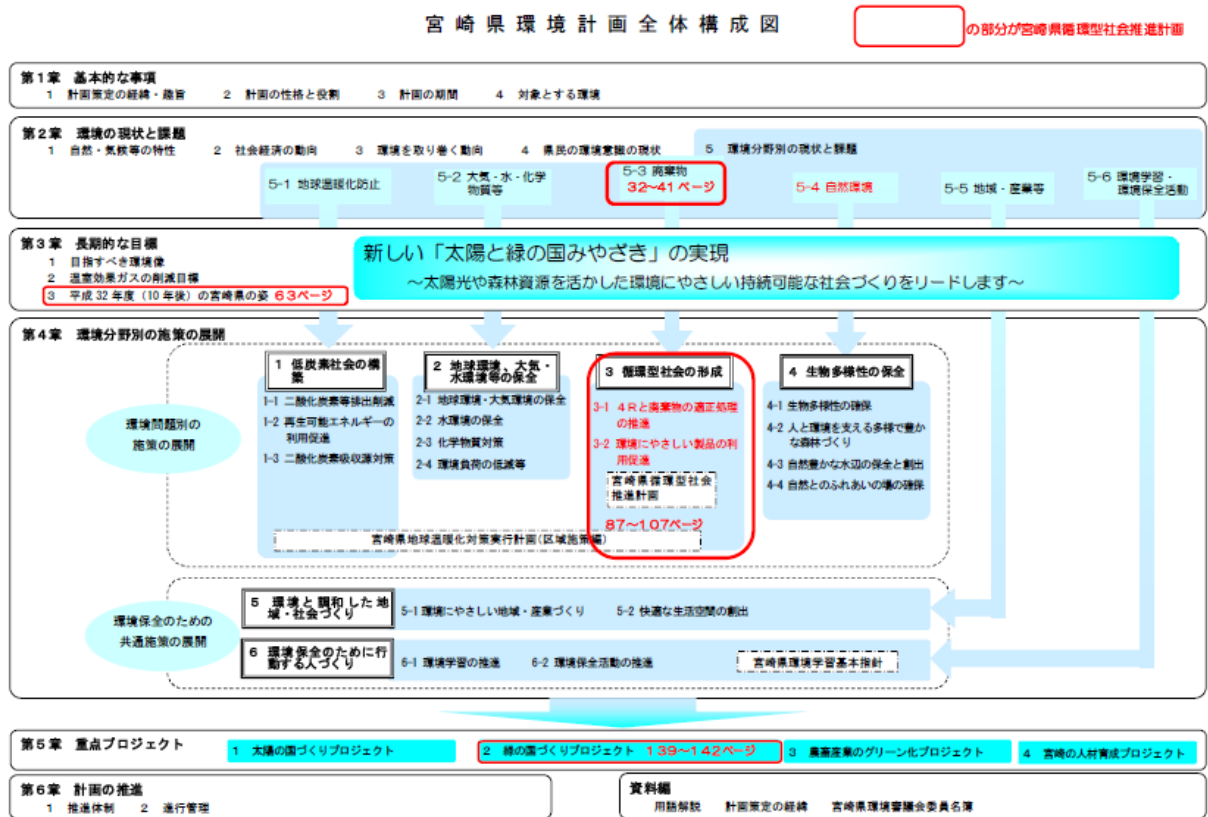
## 循環型社会構築に向けた基盤整備のための施策

<b>&lt;&lt;施策の柱&gt;&gt;</b>	
体制の確保 情報提供の強化	県民及び事業者の啓発 情報の公開
技術開発・調査研究の推進	
<b>&lt;&lt;主な取組の内容・達成の状況&gt;&gt;</b>	
県環境ポータルサイト「みやざきの環境」、エコクリーンプラザみやざきの見学・展示施設、環境情報センターを活用した環境学習への支援や宮崎県4R推進協議会と連携した啓発活動を行いました。	
宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステムの運用を行い、県内の産業廃棄物処理業者に関する情報提供を行ったほか、県内の廃棄物に関する統計情報の提供、ダイオキシン類の測定結果の公表など、インターネットを活用した情報提供を行いました。	
<b>&lt;&lt;まとめ・課題&gt;&gt;</b>	
これまでも市町村や関連団体との連携に努めてきましたが、今後とも一層の協力体制を気づき、県民、事業者に対してはわかりやすい情報の提供に努めるとともに、自主的な環境保全の活動を促していく必要があります。	

### 3. 宮崎県循環型社会推進計画

本県では、循環型社会や低炭素社会、自然共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「宮崎県環境計画」を平成23年3月に策定しました。本計画の一部は宮崎県循環型社会推進計画として、「廃棄物処理法」第5条の5に規定する廃棄物処理計画及び「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年5月 環境省）」第4章第4節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画としても位置付けています。

本計画は平成23年度から平成32年度までの10か年の計画とし、原則として5年後に見直しを行うものとしています。また、本計画は県民、団体、事業者、行政等のそれぞれの果たすべき役割や取組の方向性を示すことにより、各主体が一体となった取組の推進を目指すものです。



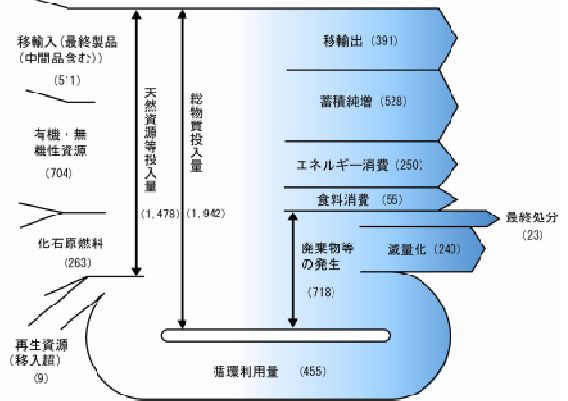
本計画における目標値は以下のとおりとなっています。

(1) 物質フロー関係目標値

本県の平成20年度における物質フローは次のとおりです。

本県では、合計1,478万tが天然資源として投入されており、これに県外から移入された再生資源と県内で循環している再生資源を加えた1,942万tが総物質投入量となります。投入された物質のうち391万tが移輸出され528万tが県内に備蓄、250万tがエネルギーとして消費され、55万tが食糧として消費されています。また、廃棄物等の発生量は718万tで、そのうち455万tが再生資源として循環利用されています。

天然資源の排出抑制と環境負荷の低減を図る循環型社会の形成のため、経済社会におけるものの流れを把握する物質フロー(右図)の中で、循環利用率と最終処分量について、下表のような目標値を設定しています。



本県の物質フロー(推計値)(平成20年度)

物質フローに関する目標値

	平成20年度	平成27年度	平成32年度
循環利用率%	23.9	24.3	24.4
最終処分量千t	228	204	193

(2) 一般廃棄物関係目標値

平成27年度の排出量は、国の基本方針の5%削減を上回る8.6%削減を目指し、1人1日あたりの排出量を約3%削減することとして目標設定しています。平成32年度においては、平成27年度比で4.5%削減を目指し、1人1日あたりの排出量を約1%削減することとして目標設定しています。

平成27年度のリサイクル率と最終処分量は、国の基本方針に沿ってリサイクル率を25%に増加させ、最終処分量は22%削減することを目標としています。平成32年度においては、平成27年度の水準を維持することとします。

一般廃棄物の減量化等の目標値

	平成20年度	平成27年度	平成32年度
人口(参考値) 人	1,161,197	1,094,769	1,055,109
排出量 千t	428	391	373
1人1日あたりの排出量 g/人・日	1,009	979	970
再生利用量(リサイクル率) 千t	78(18.4%)	98(25.0%)	95(25.0%)
中間処理による減量(減量率)千t	295(68.8%)	250(64.0%)	237(64.0%)
最終処分量(最終処分量) 千t	55(12.8%)	43(11.0%)	41(11.0%)

(3) 産業廃棄物関係目標値

排出量については排出抑制等の取組により将来予測値から約1%の削減を目指します。再生利用量、最終処分量については、平成32年度までに廃酸、木くず等の再生利用の推進、最終処分量の削減を図ることとして目標設定しています。

産業廃棄物の減量化等の目標値(家畜ふん尿を除く)

	平成20年度	平成27年度	平成32年度
排出量 千t	2,038	2,038	2,014
再生利用量(再生利用率) 千t	851(41.8%)	861(42.2%)	854(42.4%)
中間処理による減量(減量率)千t	1,014(49.7%)	1,016(49.9%)	1,009(50.1%)
最終処分量(最終処分量) 千t	173(8.5%)	161(7.9%)	151(7.5%)

